

平成24年度診療報酬改定の結果検証にかかる特別調査

(平成24年度調査)の調達状況について

平成24年度診療報酬改定の結果検証にかかる特別調査(平成24年度調査)については、平成24年4月25日の中医協総会において、検証を実施する6項目についての承認を受けており、現在調達手続きを進めているところである。

1. 調達方法

本業務に係る調達については、随意契約(企画競争)によって調達手続きを進めているところである。

※厚生労働省における調達の方式

- ・一般競争入札：価格のみを評価し、最も安価な価格を提示した相手と契約する調達方式
- ・総合評価落札：価格と企画の2つを総合的に評価し、最も評価の高い相手と契約する調達方式
- ・随意契約(企画競争)：企画のみを評価し、最も評価の高い相手と契約する調達方式
- ・随意契約：任意で決定した相手と契約する調達方式

2. 現在の状況

平成24年5月28日に公示を行ったところ、5つの受託希望事業者から企画書の提出があり、現在、企画書の提案内容についての評価を行っているところである。企画書の評価については、「平成24年度診療報酬改定結果検証に係る調査(平成24年度調査)業務に係る企画提案書評価委員会」の委員6名(医療課職員4名、外部委員2名)によって行っている。

6月中に企画書の評価を完了し、受託事業者を決定することとしている。

3. 予定価格について

本業務を行うに当たっては、予算額の範囲内で予定価格を設定して公示している。検証調査については、調査票作成の段階において、中医協委員からもご意見をいただき、調査における項目や客体数、調査票についての修正を適宜行っているところであり、これらの修正を行っていく上で、出来る限り最大限の調査(客体数、調査票の問数等)を実施することとしている。

(平成24年度予算額：68,443千円)

(参考)

中医協 総 - 3
24.4.25

中医協 検 - 1
24.4.25

平成24年度診療報酬改定の結果検証にかかる特別調査（平成24年度調査）の 実施について（案）

1. 目的

中央社会保険医療協議会診療報酬改定結果検証部会（以下「検証部会」という。）において策定された「平成24年度診療報酬改定結果検証特別調査項目について」に基づき、特別調査を実施し、検証部会における平成24年度診療報酬改定の結果検証のための資料を得ることを目的とする。

2. 調査の実施方法

特別調査は、外部委託により実施することとし、実施に当たっては、検証部会委員、関係学会等により構成された「調査検討委員会」を設置し、具体的な調査設計、調査票の作成及び集計・分析方法等の検討を行う。なお受託業者は、受託決定後に調査検討委員会の事務局を担当する。

3. 調査項目

以下に掲げる10項目について、平成24年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査として実施することとし、下線の6項目を平成24年度調査として実施することとする。なお、平成24年度調査については、改定による効果がより明らかになるように、出来る限り後ろ倒しで調査を実施する。

- (1) 救急医療機関と後方病床との一層の連携推進など、小児救急や精神科救急を含む救急医療の評価についての影響調査
- (2) 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善についての状況調査
 - ・病院勤務医等の負担の大きな医療従事者の勤務体制の改善等の取組に係るさらなる措置についての効果の影響調査
 - ・チーム医療に関する評価後の役割分担の状況や医療内容の変化の状況調査
- (3) 歯科医師等による周術期等の口腔機能の管理に係る評価についての影響調査
- (4) 在宅医療の実施状況及び医療と介護の連携状況調査
- (5) 訪問看護の実施状況及び効率的な訪問看護に係る評価についての影響調査
- (6) 慢性期精神入院医療や地域の精神医療、若年認知症を含む認知症に係る医療の状況調査
- (7) 在宅における歯科医療と歯科診療で特別対応が必要な者の状況調査
- (8) 維持期リハビリテーション及び廃用症候群に対する脳血管疾患等リハビリテーションなど疾患別リハビリテーションに関する実施状況調査
- (9) 医療安全対策や患者サポート体制等に係る評価についての影響調査
- (10) 後発医薬品の使用状況調査